

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
第2回

日本放送協会

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと

- ・「原則として利用しない」（業務規程 15 頁）と明記したことは適切であり、徹底すべきだ。
- ・例外的に利用を想定しているものがある場合は、具体的に説明いただきたい。
- ・周知広報において「外部プラットフォームを利用することがあります」とのことだが、具体的に説明いただきたい。（例えば、外部ニュースサイト等にニュースのヘッドラインを配信するような想定はあるか。）
- ・3号有料業務については、改正放送法により理解増進情報が削除され、「NHK 任意的配信業務実施基準変更案」において編集上必要な資料は放送番組とあわせて提供するとしている。3号有料業務の外部プラットフォーム利用の想定等についても、あわせて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- NHKとしては番組関連情報配信業務については、今回届け出た業務規程に従い実施します。
- 大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。
- 外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提（単体で情報内容を提供する類のものではない）▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。
- 3号有料業務としてはこれまで VOD 事業者に番組の販売を行ってきました。改正法で規定は変わっていますが、これまでと同様の業務を想定しています。

2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと

- ・改正放送法では、必要的配信業務は放送番組と番組関連情報、任意的配信業務は放送番組と編集上必要な資料に、それぞれ限定されている。また、NHK は準備会合および競争評価分科会において、「放送と同一の価値、受益」と繰り返し説明し、業務規程（2 頁）にもこの趣旨を明確に記載している。
- ・したがって、ネットオリジナルコンテンツは配信しないものと受け止めているが、改めて確認したい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- ネットオリジナルのコンテンツは配信しません。

3. 「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないこと

- ・業務規程には、番組関連情報の編集および配信に係る費用の想定が年額 90 億円程度であり、今後、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」において計上する旨が記載されたが、必要的配信業務全体の実施費用は示されていない。放送法改正後のインターネットサービスの実施費用は抑制的にすべきであり、従来のインターネット活用業務の費用（2号受信料財源業務：上限 200 億円）と比較可能な形で示すべきだ。
- ・こうした民放連の意見に対する見解と、過大な費用を計上しないことについて、改めて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- 必須業務化（法改正）により、新たな概念や対象範囲の変更等を行うため、従来のインターネット経費と単純に比較することはできません。これまでの任意業務においてインターネット経費は「理解増進情報費用」「同時・見逃しの費用」と「人件費等の共通費用」で構成されていましたが、必須業務化以降は、「理解増進情報費用」が消え、「周知・広報費用」と「番組関連情報費用（新設）」となり、「同時・見逃しの費用」「人件費等の共通費用」が発生すると整理しています。そのうえで、単純に規模だけいえば、必須業務化に必要なイニシャルコストを除き、従来のコストを大幅に上回るようなことは想定していません。
- 現在、インターネットサービスにかかるトータルのコストについては、予算・事業計画の中でどのような形で示していくべきか検討を進めているところであり、説明責任を果たしていきます。
- 繰り返しになりますが、インターネットサービスの実施にあたり、従来のコストを大幅に上回る形で実施するようには想定していません。NHKは、2027 年度までに 1000 億円の事業支出改革を進めているところでもあり、引き続き、効率的な業務の実施に努めてまいります。

4. その他

- ・業務規程は抽象的な記載であるため、来年10月に実際のサービスが開始された後に、あらためてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だ。
 - ・誤受信防止措置について、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じることが重要であり、早期に具体像を示すべきだ。
 - ・業務規程において、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックのみに限定されているが、将来、拡大解釈されるおそれはないか。
 - ・こうした民放連の意見に対する見解をお聞きしたい。
- (日本民間放送連盟)

【回答】

- 業務規程に規定※1している通り、サービス開始後も継続的に番組関連情報の実施状況は評価し、その後の配信業務の検討を行います。
- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進め、なるべく早くお示しできるようにしていきます。
- 業務規程に規定※2している通り「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定しています。それ以外のことを行う場合には、業務規程の修正が必要だと考えています。

※1

9. 番組関連情報配信業務の実施状況およびその評価

各年度の終了後に、番組関連情報配信業務の実施状況を取りまとめ、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、学識経験者およびメディア関係者からなる競争評価に関する委員会にそれぞれ報告し、番組審議会や委員会の意見を踏まえ、NHKとして番組関連情報配信業務の実施状況の評価を行います。これらのプロセスを通じて、次年度以降の番組関連情報配信業務についても検討していきます。(後略)

※2

②大型スポーツ大会番組関連情報 編集方針

- ・国民的関心の高いオリンピック・パラリンピックにおける、多種多様な競技・種目の内容や結果などについて、きめ細かく伝えスポーツ文化の向上に貢献します。
- ・インターネットでもその機能を活かして多種多様な競技・種目を幅広く伝えます。

多元性評価に関連して、NHK様が、ローカル局のサービスを選択肢に含むかについて、言及されていたかと存じます。地方のローカル局（テレビ及びラジオ）、地方紙全てを対象とするのか否か、もし対象とする場合には、全国単位ではなく、都道府県単位で調査をするお考えがあるか、教えて頂ければ幸いです。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

日本は、全国放送局が主体のイギリスとは異なり、ローカル放送局が主体とされています。しかし、都道府県によって、民間地上テレビジョン放送の視聴可能なチャンネル数に差があり、1チャンネルしかない県（佐賀県及び徳島県）や、2チャンネルしかない県（山梨県、福井県及び宮崎県）があると承知しております。そのため、ローカル局が少ない地域と多い地域との間には、情報源として、ローカル局、地方紙およびNHKサービスを利用する割合に差が生じるのか否か、仮に差が生じるのであれば、それはどのような背景によって生じているのかを分析することが、求められるかもしれません。

このような地域特性の把握と、各ローカル局や地方紙の収支の現状分析を踏まえた上で、NHK様による新たなサービスの開始が、ローカル局や地方紙のサービス利用者数や収益の増減等に影響を及ぼしているか否かを、定点調査していくことが必要かと思われれます。こうした定点調査を都道府県単位で行い、その分析結果を踏まえながら、NHK様の新たなサービスの在り方について、地域特性に応じて、経済的な観点と多元性の観点の両面から、個別かつ慎重に検討していくことが求められるかもしれません。

都道府県単位の定点調査を行うことの社会的意義は大きいと思われるため、検討する余地はあるかもしれません。

【回答】

- 参考資料1の78頁以降に今回実施した競争評価本調査の多元性評価についての概要をお示しています。今回の調査はサンプル数が全国で3,000で、都道府県毎にサンプル数を割り振ることまではできていませんが、一定の範囲で都道府県別に分析を行っています。競争環境を見る際に、全国単位でなく、地方においてどのような状況になっているかは、重要な視点だと考えておりますので、ご意見を参考にさせていただき、評価方法と調査方法を検討していきたいと思っております。

(業務規程の5. ②大型スポーツ大会番組関連情報に関連して、オリンピック・パラリンピック以外のスポーツについても)日本において、国民的関心が非常に高い「大型スポーツ大会」をめぐっては、関係するステークホルダーによる協議を通じて検討を行うことを原則とし、大型スポーツ大会の定義や、具体的なスポーツイベントの特定、また NHK 様と民間放送様がそれぞれ担当して放送又は配信するイベントの割振り等を検討・規定する仕組みを、場合によっては、制度化しておくこと、あるいは業界ルールとして定めておくことも必要ではないかと考えますが、NHKの見解を教えてください。(飯塚構成員)

(参考：ご質問の趣旨・背景)

イギリスの「リスト・イベント制度」については、法律の規定に従っているとのことご指摘がございましたが、当該リストはコンサルテーションの手続きを経て、ステークホルダーの合意に基づいて、策定されているものと承知しております。また、現行制度では、当該リストに掲載されたイベントを放送することができる資格を有するのは、人口の少なくとも 95%が受信可能な無料放送チャンネルであり、国民的関心の高いイベントを無料で視聴者に広く利用できるようにすることが目的となっています。

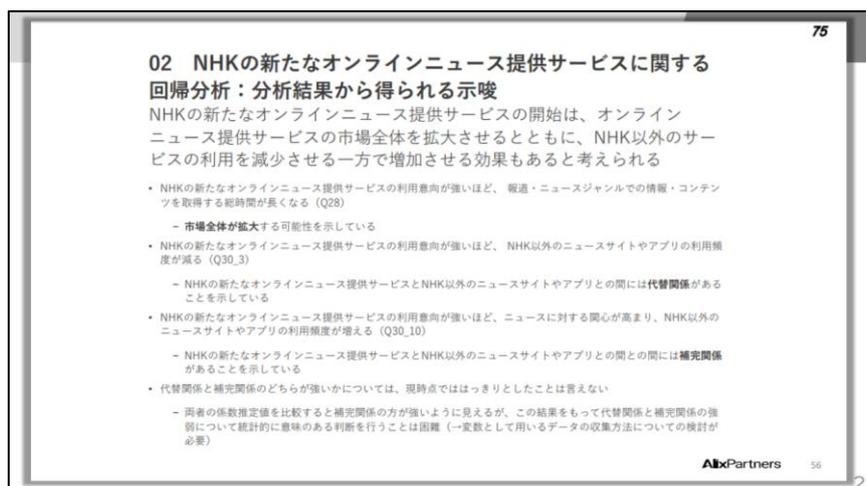
【回答】

- NHKは、スポーツ放送に関しても、公共放送にふさわしい、多様で良質な番組を視聴者に届けることに努めています。近年、オリンピックやサッカー、テニス、ラグビーなどの世界大会・大型イベントに対する視聴者の関心は高まっており、公共放送として視聴者の期待に最大限応えられるよう日々取り組んでいます。
- オリンピックやサッカー・ワールドカップなどの放送権料はイベントの大型化に加えて、資金力のあるネット配信会社が権利の獲得に乗り出すことによって世界的に高騰する傾向にあります。そのためNHKとしては、放送権をめぐる情報を収集・分析したうえで、視聴者の皆さまの意向を踏まえ、放送すべきスポーツコンテンツを取捨選択しています。
- オリンピック放送に際しては、これまで、NHKは民放連と大会ごとに「ジャパンコンソーシアム」をつくり、放送権を取得して国内向けの放送を行っているところです。
- いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後ともメディアとしての役割を果たすことで、視聴者の皆さまの期待と信頼に応えていきたいと思っております。

資料1-3, 23頁、NHKのサービスが市場全体を拡大させ、NHK以外のサービスを増加させる効果もあるという点は、NHKの先導的役割という観点からみて重要な評価と考えられますが、その場合に、NHKが市場全体を拡大させた後、利用者がNHK以外のサービスに移らないし追加で利用する、ないしNHK以外のプレーヤーが市場に参入するかどうかについてNHKが業務を提供していることによるハードルはどのように分析されているのか、またNHKとして今後留意点や考えている取り組みがあるのか。(宍戸構成員)

【回答】

- 資料1-3, 22頁にあるとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなり、市場全体が拡大する可能性が示されました。一方で、NHKのオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイト・アプリとの間に代替関係と補完関係があることが分かりましたが、そのどちらが強いかまでははっきりしたことは言えない結果でした。
- 今回の調査はNHK以外のプレーヤーが市場に参入する状況を設定して実施したものではないため、新規プレーヤーに対する参入障壁を明示的には踏まえておりませんが、放送の「機能」を展開するものであり、「ハードル」が大きいものとは考えておりません。
- ただし、あくまでサービス開始前のことであり、ご指摘を踏まえて今後の調査設計を検討していきたいと思えます。



※第1回検証会議（資料1-3）22頁

現行のサービスが、法改正後の「必須業務」「任意業務」にどう分かれるか、このうち何を「番組関連情報」として実施しようとしているのか、という整理を行っていただきたい。

(落合構成員)

【回答】

○次のように整理しました。

NHK

現行サービスと法改正後の位置付け

- 現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後の法的位置づけとしては、「必要的配信業務」「任意的配信業務」「附帯業務」にわかれます。
- 法改正後のサービスは、現行サービスをそのまま移行するものではなく、現在、サービス内容の整理・検討を行っているところです。

※現行サービスは例示です。すべてを網羅したものではありません。

現行サービス例		サービス内容	法改正後の位置付け	
国内放送	NHKプラス	地上テレビ(総合・Eテレ)の番組の同時・見逃し配信	放送番組の同時配信	必要的配信
	NHK NEWSWEB ニュース防災アプリ	ニュースや災害情報を提供(理解増進情報)	放送番組の配信(放送後1週間まで)	必要的配信
	NHK for School NHK高校講座	Eテレの学校放送番組や動画クリップを授業に役立つ補助資料とともに提供	放送番組の配信(放送後1週間超)	任意的配信(2号受信料財源業務)
	各番組ページ 各ジャンルページ	各番組の基本情報などを提供	番組関連情報の配信 放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの (業務規程より) 放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫	必要的配信 (業務規程により規律) 【国内放送番組関連情報】 ①報道・防災番組関連情報 ②大型スポーツ大会番組関連情報 ③教育番組関連情報 ④医療・健康番組関連情報 ⑤福祉番組関連情報 ⑥ラジオ放送番組関連情報 ※個別番組ページ ※ユニバーサルサービス 【国際放送番組関連情報】
	らじる★らじる	ラジオ第1・第2・FMの番組を配信 番組メインだが、一部テキスト・音声クリップも提供		
	NHK PR (番組広報サイト)	番組広報のサイト このほか、ドラマやミュージックなどジャンルごとの広報サイトも	周知・広報	附帯業務(任意)
	SNS公式アカウント	X、Instagramなど 放送番組の周知・広報		
国際放送	NHK WORLD-JAPAN	ラジオ・テレビの国際放送の番組を配信 番組配信、理解増進情報を含めて提供		
	SNS公式アカウント	国際放送の周知・広報に加え、一部番組や動画クリップ等を配信		

外部PFを利用する『周知広報』は、具体的にどういった射程となるか、示していただきたい。

(落合構成員)

【回答】

○外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。

○具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。

- ▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提(単体で情報内容を提供する類のものではない)
- ▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること
- ▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること
- ▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。

アンケートへの回答をしてもらうにあたって、どのような前提で依頼をしているのか。特に、NHKの番組関連情報配信について、受信料負担する必要があることについて、どのような記載をしたのか、教えてください。(増田構成員)

【回答】

- 今年7月に実施した調査では次の様に利用意向を聴取する際に「利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」という提示を行っています。
- これは今年7月の調査実施時点の想定で設定した提示ですので、今後はさらにどのような記載を行うことが良いのか検討を進め、その検討結果を前提に調査を実施してまいります。

NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

※第1回検証会議(参考資料1)33頁より抜粋

〔受信料について〕

消費生活相談において、受信料に関する相談では、以下について情報提供することが多いです。

- ・ 受信料を負担することの根拠法
- ・ なぜ負担しなければならないか社会的な理由
- ・ 同一生計で離れて暮らす未成年者や大学生等割引について
- ・ 契約を要請する方法や徴収方法が強引だという相談
- ・ BSを高額高齢者は見ていない、最近のテレビは複雑で見られないにも関わらずBSの受信料が高額 など

インターネット配信で受信契約をする場合、上記について丁寧に説明することが必要と考えます。また、テレビ放送は基本的に無料ですが、広告収入でなりたっていることや、インターネットにおける情報もさまざまな広告が間に入ったりポップアップされたりして広告収入があることがわかります。しかも、誤情報偽情報が混在しています。そのため、情報は無料ではないこと、正しい情報を得るためには一定の負担をする必要があることを理解してもらうよい機会と思います。

そこで質問ですが、契約する画面は具体的にどう設計するのか、DPFを利用した広報の際の具体的な説明方法、DPFから情報提供してもらうためにDPFに要請しているのかなどを検討していたら教えてください。（増田構成員）

【回答】

- 誤受信防止措置の内容およびその確認後、特定必要的配信の受信を開始して以降のフローについては現在検討中です。
- ご指摘のように、受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めて、わかりやすいものにしていきたいと思えます。
- 受信契約の関係でご対応をいただいている消費生活センター等にも適宜、情報を共有させていただきたいと考えています。

〔同一性について〕

インターネットの特性を生かすことと放送の同一性を両立させることは難しいと考えています。例えば、自分の考え方に近い情報や興味のある情報ばかりを選択してしまいエコーチェンバーになってしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫を具体的に検討していただければ幸いです。(増田構成員)

【回答】

○NHKとしては番組関連情報の基本原則、インターネットの特性に対応した届け方の工夫を、次のように業務規程に規定しています。このうち、ご懸念のエコーチェンバーになってしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫としては、例えば編成上の工夫としてあげている「提示調整」を行うことだと考えています。

番組関連情報の基本原則 NHK

番組関連情報の基本原則

- 番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫します
- 放送番組の編成、編集で行っている、多様性の確保、多角的論点の提示について、インターネットの特性を生かして実現します
- 配信期間は、放送番組の必要の配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあります
- 番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施します

インターネットの特性に対応した届け方の工夫

編成視点の工夫	編集(表現)視点の工夫
<p>情報更新 放送番組において随時更新される重要な情報について、更新が必要な情報に限り番組同様に随時提示内容を更新し、最新情報を提供</p> <p>期間延長 繰り返し再放送されるような情報内容については、対応する放送番組の必要の配信の期間を超えて掲載することで効果的・効率的に提供</p> <p>提示調整 総合編成を通じて提供している“バランス”や放送番組内の“文脈”をインターネットでも受容可能な形態で提示</p>	<p>内容抽出 放送番組で伝えた内容を視聴環境に合わせて、クリップ動画、テキストなど最適な形態で提供(アクセシビリティ)</p> <p>効用発現 放送番組で提示した内容について、インターネットにおける効用を発現するために必要な形で提供</p>

35

※第1回検証会議資料(資料1-3) 35頁

○これは例えば次のように新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)の提示や、「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示も行うことで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供していきたいと考えています。

①報道・防災番組関連情報 NHK

※カーニスのイメージは全て撮影時点の位置

放送とインターネットで同一の編集方針・価値判断に基づき、社会にとって重要なニュースを選定、提示することで、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たす

✓ 放送と同一の編集方針で編成したニュースが並ぶ

✓ 新着順ではなく、価値判断に基づいたニュースを提示

✓ 重要ニュースが入ってきた場合は、放送と同様にトップの項目を随時更新

✓ 基幹ニュース番組と同一のオーダーをインターネットでも提示

✓ そのほか二つの重要ニュースをオーダーの形式でまとめて提示可能

✓ 番組やニュースで取りあげた多様な論点、主張を個別に提示

✓ 全てを視聴できなくとも、議論の全体像の把握がしやすい形式で提示

情報提供 新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)を提示します。

提示調整 ニュース7等の基幹ニュース番組のオーダーも提示することで、放送を視聴した場合と同様にいつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供します。

内容抽出 ささまざまな見解や見方、論点がある話題を取り上げたニュースや番組について、論点ごとに動画を切り出すなど、視覚的にわかりやすく提示します。放送を視聴した場合と同じく、番組やニュースの多角的な議論について触れられるよう、インターネットの特性を生かした形式で提示します。

38

※第1回検証会議資料(資料1-3) 38頁

〔独禁法的市場評価〕

P22「新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得するそう時間が長くなる。」というアンケートの結果、市場全体が拡大する可能性があるとのことですが、利用意向が強い人が全体で何割くらいなのか、なぜそのような予想ができるのか、もう少し説明していただけませんか。(増田構成員)

【回答】

- 資料1-3、20頁でお示ししているとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について回帰分析を行いました。
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向を説明変数として、▼報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間に関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減ることに関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が増えることに関する回答、を被説明変数として分析した結果、資料1-3、21頁のように、それぞれ強い正の相関関係が確認できる結果となりました。
- そこから、同22頁ある「NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる」との示唆を得ることができました。
- 今回どうしてこのような示唆を得られたのかについては今後の検討が必要ですが、欧州の調査でも同様の結果が出ていると承知しており、NHKが提供するサービスが呼び水になり、より関心と呼ぶ効果があるのではないかと受け止めています。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、以下の回帰式により分析

- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響を示すデータ（説明変数）として、次の質問への回答を利用
 - 「前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたが報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間はどのように変わると考えますか。」という質問（Q26）への回答
 - 「全体的に増える（報道・ニュースに関する関心が高まり、他のメディアの利用も減る）」（回答01）
 - 「利用分だけ増える（NHKのオンラインでのニュース提供サービスの利用分だけ上乗せになる）」（回答02）
 - 「変わらない（代わりに他のメディアの利用が減る）」（回答03）
 - 「あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアや他のニュースジャンルに比べてどのような影響があるか」という質問（Q28）への回答のうち
 - 「NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減る」（回答04）
 - 「ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が減る」に関するもの（回答05）
 - 「変化はない」（回答06）
 - 「変化は増える」（回答07）
 - 「変化は減る」（回答08）
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに対する関心の程度を示すデータ（説明変数）として、利用意向の強さに関する次の質問への回答を利用
 - 「このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。あなたに利用したいと思えば、利用には任意契約を締結するためのアプリが別途必要です。」（Q27）
 - 「利用したいと思う」（回答09）
 - 「利用したいと思わない」（回答10）

※変数は、順序付きロジットモデル（ordered logit model）を使用。

AltoPartners 54

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

▶ Q27の回答の係数推定値：

	Q26	Q26_3	Q26_10
係数推定値 (標準誤差)	1.724*** (0.178)	0.485*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***1%水準で0.01未満であることを示す

- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q26）
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_3）
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_10）

AltoPartners 55

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q26）
 - 市場全体が拡大する可能性を示している
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_3）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には代替関係があることを示している
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_10）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には補完関係があることを示している
- ・代替関係と補完関係のどちらが強いのかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強弱について統計的に意味のある判断を行うことは困難（一度数として用いるデータの収集方法についての検討が必要）

AltoPartners 56

※第1回検証会議（資料1-3）21～23頁

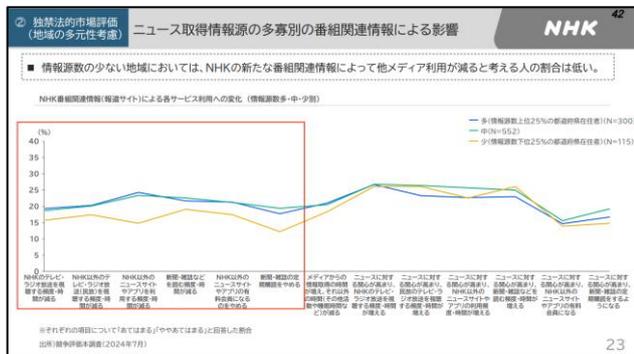
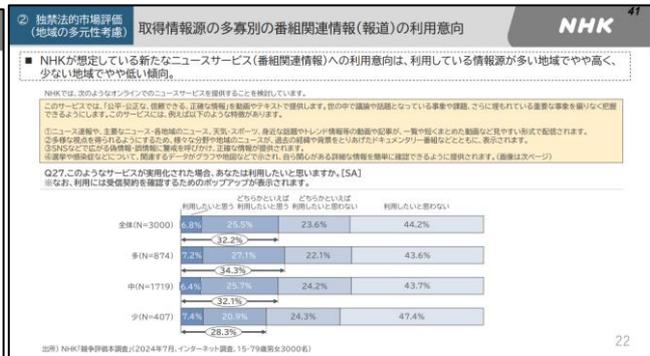
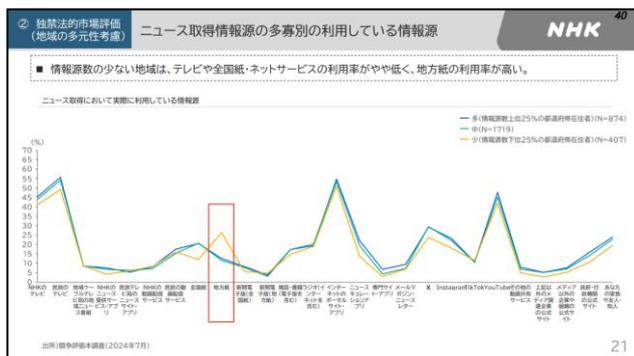
〔多元性について〕

P27 「取得メディア数が少ないところにおいても悪影響が想定されない」と結論づけたことの理由を説明してください。(増田構成員)

【回答】

○今回行った調査において、参考資料 1、40～42 頁でお示ししているように▼ニュース取得情報源の少ない地域では、テレビや全国紙・ネットサービスの利用率がやや低く、地方紙の利用率が高く、▼NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向であり、▼情報源数の少ない地域においては、NHKの新たな番組関連情報によって他メディア利用が減ると考える人の割合は低い、ことがわかったためです。

○いずれにしても、これはサービス開始前の調査結果であり、調査自体の改善も含めて、今後しっかりと見ていくことが必要だと考えています。



※第1回検証会議資料(参考資料1)40～42頁

NHK が業務規程の「番組関連情報の基本原則」で強調している通り、「放送番組と同一内容を提供し、同一の価値をもたらす」という点が原則である。NHK は、「インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫」とも説明しているが、解釈によっては同一の範囲を逸脱しかねない。現時点で示されているサービスイメージは、不明瞭な部分が多く、実際に「放送と同一」であることが担保されているか判断は難しい。具体的なサービス展開について、NHK に具体的かつ明確な説明を求める。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 具体的なサービス展開については現在検討中です。現時点では前回ご提示したサービスイメージ以上の具体的なご説明はできませんが、次の点を着実に実行することでご指摘の基本原則を順守していきます。
- NHKとしては今回提出した業務規程に厳格に則り、番組関連情報として適切か否かを判断したうえで、実施します。
- 加えて、NHKにおいて設置した番組関連情報競争評価分科会は今後も、定期的に業務規程についてのご意見をいただくこととしています。適宜、番組関連情報等についての進捗状況をお示しし、ご意見をいただき評価することになると考えています。

NHK の競争評価プロセス(分科会)では、公正な競争確保やメディアの多元性の評価について「業務規程策定時の想定による調査であることに留意」したうえで、「現時点の想定サービスでは問題があるとはいえない」と説明があった。分科会委員からもサービスが始まる前の競争評価は難しいという意見が出た。サービス開始前のNHKの調査結果や、15日の会合で示された pwc コンサルティングの調査結果をもって、NHKの新サービスがほかのメディアへの影響を与えていないとのエビデンスにはならないと考える。サービスがもたらす影響の推移を継続的に見定め、サービス開始後も慎重に検証する必要がある。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- ご指摘のとおりだと考えています。具体的なサービス展開についてのご質問への回答にある通り、番組関連情報競争評価分科会において今後も定期的にご意見をいただきたいと考えています。

NHK が現時点で示している「誤受信防止措置」では、フリーライドを助長しかねない。15日の検証会議では、成原構成員から「放送法は受信契約を義務付けている。このため、強めの誘導があってもいいのではないか」との発言があった。成原構成員の意見に、賛同するとともに、改正放送法の趣旨に沿うよう実効性のあるフリーライド措置を求めたい。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めていきます。